

台湾總督府の茶業関与

——領台初期茶業を巡る認識と政策——

河 原 林 直 人

目 次

はじめに	第三節：總督府の茶業管理政策
第一節：日本人が観た台湾茶業	第四節：總督府によるサプライチェーン
第二節：茶業におけるサプライチェーン	介入の在り方
の構造	むすびにかえて

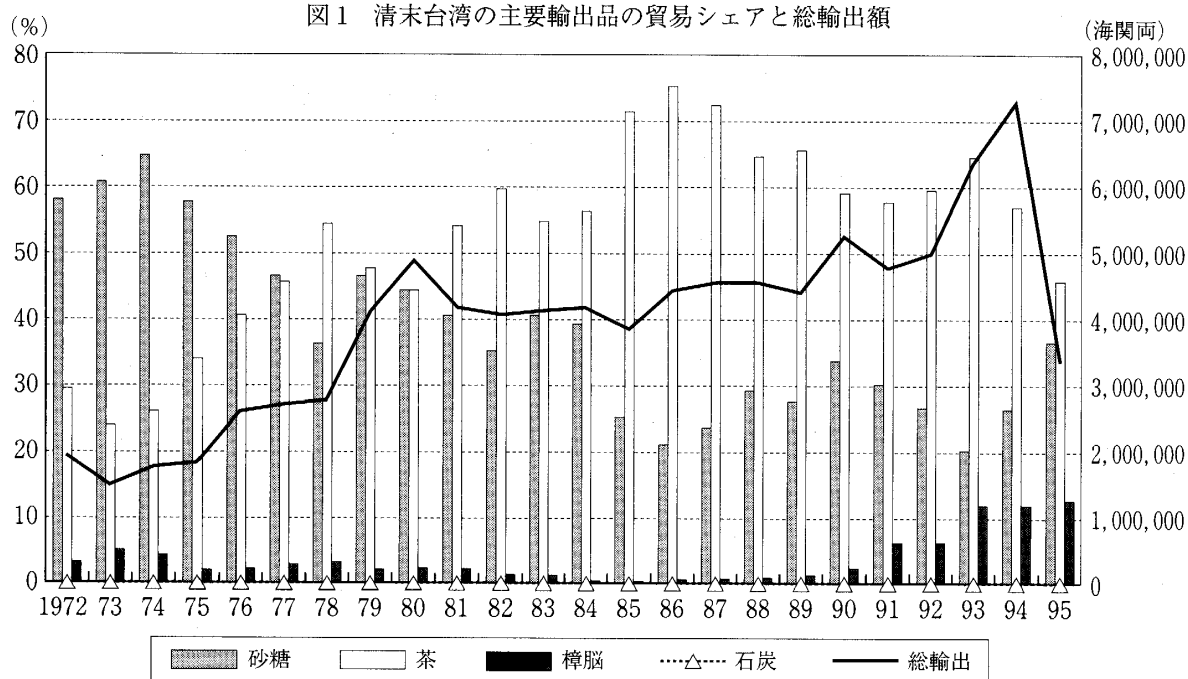
は じ め に

台湾における茶業の勃興は、清末（台湾開港以降）の台湾経済が飛躍的な成長を遂げる原動力となった。その経緯については拙著¹⁾に譲るとして、19世紀後半の台湾茶業について強調しておくべき事柄は以下の通りである²⁾。(1) 台湾茶業が島内需要ではなく、開港に伴う外資の進出（主に英国）によって成立した。(2) それ故に当初から輸出産業としての性格を持っていた。(3) 輸出は外国商社（洋行と呼ばれていた）が担っていた。(4) 台湾北部最大の産業として北部地域の開発に大きな影響を与えたこと等が特徴として挙げられる。そして、茶業は開港時から日本の台湾占領に至るまでの間、台湾で最も成長した産業であった³⁾。この成長を支えたのが旺盛な海外市場の需要であり、茶輸出の拡大に触発された、大陸対岸部（福建・広東省）からの商人や職人の参入が台湾島内のみにとどまらない新たな経済関係を構築したのである。そして、それを裏付けるかのように、当時のイギリスの海関報告において台湾茶業が東洋において最も裕福な富を形成したと評された⁴⁾。すなわち、茶業に従事するあらゆる業態の経済主体が、爆発的な茶輸出の拡大によって少なからぬ恩恵を受けたと捉えても差し支えはない。事実、茶業は1895年に日本へ割譲される段階で、既に台湾最大の輸出産業に成長していた（図1）。従って、日本の領台初期においても茶業の重要性は決して低くなかったはずである。

では、日本による台湾支配が行われた1895年以降（以下、この時期を日本時代と称す）、重要

- 1) 河原林直人『近代アジアと台湾——台湾茶業の歴史的展開』世界思想社、2003年。なお、本稿の事実関係は、特別な断りを入れない限り、本書の成果をベースとする。
- 2) 当時の茶業については、河原林直人「近代台湾における対外貿易と商人活動——茶業の歴史的意義」（財団法人交流協会『交流』第63号、2000年2月）を参照されたい。
- 3) 19世紀後半の台湾全体の経済的变化については、林滿紅『茶、糖、樟腦業與臺灣之社會經濟的變遷（1860-1895）』（聯經出版事業公司、1997年）に詳しい。
- 4) China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports, Tamsui*. For the year 1876. pp. 85-86.

図1 清末台湾の主要輸出品の貿易シェアと総輸出額



(出典) 林滿紅『茶・糖・樟脳業與臺灣之社會經濟變遷 (1860-1895)』聯經出版事業公司, 1997年, 3-5 頁より作成。

産業であった茶業はどのような展開を見せたのであろうか。まず留意しておきたい点は、日本の台湾領有が開始された時点で、一体何が求められたのかということである。無論、あらゆる意味で日本に「都合の良い」植民地の建設が志向されたはずであり、そこには以下の点が強く意識されていたと考えられる。それは、日本が非白人社会で史上初の植民地領有国となったため、国際社会が日本の異民族統治能力及び植民地経営の成否に浅からぬ関心を有していたという事情が存在していたことである。従って、この後、日本が国際社会において影響力を拡大させるための条件の一つとして、台湾経営の成功が求められていたと言えよう。これらの諸事情を経済的側面から見ると、台湾経済の開発による台湾財政の自立及び富の増大という表現ができよう。

上の課題を克服するために、台湾總督府（以下、總督府と略す）はどのような方針を立てたのであろうか。周知の通り、領台当初において日本の財政が台湾経営を支えられるだけの余力がなかった状況下で考えられることは、なるべく資本投下をせずに既存の経済資源を活用して収益（＝外貨）が得られる方策を練ることである。このような考え方で台湾を観た場合、詳細は拙著を参照してもらいたい。ここで筆者が常に指摘している問題が浮上する。それは、台湾で最も巨額の外貨を獲得していた産業が茶であった事実である（表1）。ところが、日本時代の台湾における代表的な殖産政策は、周知の通り、米糖業に対する政策であると理解されている。事実、いずれの産業も總督府が長年莫大な予算を注ぎ込み、保護育成したことはよく知られている。その一方で、茶業に関しては、米糖業に比して、その施策も従来の研究では注目されてこなかった。このことは、總督府が輸出による積極的な外貨獲得ではなく、輸入代替による外貨節約路線を選択したことを意味する。しかし、外貨節約路線を選択した理由について充分解明されたとは言い難い。

表1 領台初期における主要対外輸出商品の割合 (単位=%)

	茶	砂糖	樟腦	米
1896	51.4	13.4	20.0	8.0
1897	54.3	11.7	10.4	14.1
1898	48.7	15.5	7.5	16.9
1899	47.9	14.3	15.6	11.4
1900	45.9	6.4	13.2	21.6
1901	42.7	12.5	9.6	13.8
1902	47.5	7.7	20.8	14.0
1903	54.4	2.0	22.9	7.8
1904	47.1	1.8	17.9	20.6
1905	58.9	0.2	19.3	5.6
1906	51.8	1.6	22.7	2.9
1907	53.2	0.1	26.9	1.5
1908	59.9	0.2	18.4	4.1
1909	50.0	0.02	37.5	11.2

(出典) 台湾省行政長官公署『台湾省五十一年來統計提要』1946年より作成。

一体どのような経緯で、このような路線が選択されたのであろうか。実際問題として米糖業以外の産業に対する總督府の殖産政策は二次的なものだったのであろうか⁵⁾。何故、最大の輸出産業であった茶業が台湾経済史研究において注意を払われなかったのだろうか。これらの問いに応えた研究は、管見の限り、ほとんど見当たらない。本稿では、こうした疑問に解答を与えるため、差し当たり日本時代初期における台湾の茶業及び總督府による対茶業政策を概観する。そして、当時の台湾茶業に対する統治者側の関与及び認識の在り方をサプライチェーンの考え方を援用して検証し、この問いについて考察してみたい。サプライチェーン（供給連鎖）とは、商品が提供されるまでに至る一連の経済主体の繋がりである⁶⁾。本来は各々の企業体の経営分析に適用されるものであるが、ここでは一つの試みとして總督府の殖産政策に応用してみたい。その理由は、いかなる政策介入を行うにしても、サプライチェーンの充実乃至最適化を図らねば産業振興が実現し得ないからである。言い換えれば、国際商品の競争力増強がサプライチェーンのボトルネックを改善することによって得られるという考え方は、政策介入のポイント選択にも考慮されるべき観点と考えるからである。これまで總督府の殖産政策について様々な検討がなされてきたが、政策介入のリスク考慮という観点から考察を加えた研究は皆無である。また、台湾のような貿易依存度の高い地域においては、常に島外市場との関係が問われるはずであり、總督府の殖産政策もこのような台湾経済の特質を前提に捉える必要がある。従って、このような観点から總督府による殖産政策を見た場合、積極的な外貨獲得路線が選択されなかった理由を解明する手掛かりが得られると考えられる。

5) ただし、樟腦は専売化されたので、本稿では触れないことをお断りしておく。

6) サプライチェーンについては、E. M. ゴールドラット著、三本木亮訳『ザ・ゴール』ダイヤモンド社、2001年を参照されたい。

第一節：日本人が観た台湾茶業

台湾における各種の経済調査の中で、比較的知られている土地調査及び旧慣調査は後藤新平によって推進されたものであるが、それ以前に總督府が設置された段階（1895年6月）から既に各種の調査が開始されていた⁷⁾。本稿で扱う茶業に絞ってみると、管見の限り、公刊されたもので最も早期に出された報告書は總督府の手によるものではない。日本茶業組合中央会々長⁸⁾の大谷嘉兵衛⁹⁾が鎌原幸治に依嘱して作製させた「臺灣茶業實査報告」（以下、「報告書」と称する）¹⁰⁾が、領台初期における茶業の様子を詳らかにしている。この「報告書」には正確な調査日時が記されていないが、「報告書」が『殖民協會雑誌』に掲載されたのが1895年11月であり、かつ本文中に調査依頼主である大谷に同年9月20日及び21日に報告済みと書かれている。また、總督府民政局『民政事務成績提要』（第一編）に、「明治二十八年夏季已降農事上ノ調査ニ從事シ併セテ重要農産物ニ就キ數様ノ試験ヲ施行セシ」¹¹⁾とあり、鎌原自身も殖産部職員の協力によって「報告書」を作製したと明記していることから、茶業調査が実施された時期が1895年の夏であった可能性が高い。従って、總督府設置から2ヶ月乃至3ヶ月しか経っていない、極めて早い時期にまとめられたものであると言えよう。總督府殖産局の茶業に関する調査資料が1896年以降しか見当たらないことを考えると、鎌原の「報告書」の持つ価値は大きい。そして、總督府で茶業を概観した調査としては最も早期のものが、技手藤江勝太郎¹²⁾の復命書をまとめて1897年に出された『臺北外二縣下茶業』（以下、「復命書」と称す）である。ここでは、この「報告書」と「復命書」を中心に、領台直後において日本人が台湾茶業をどのように評価していたのかを見ておきたい。

まず「報告書」であるが、極めて早い時期に行われた調査であるため、茶業全般に互っての情報が記されているわけではないものの、貴重な調査であることは間違い無い。それは、茶業流通に関する詳細な記録が残されていること、とりわけ鑑定人¹³⁾や賣辨¹⁴⁾、媽振館（Merchantの中国語訳）¹⁵⁾等における手数料等の取引費用が掲載されている点が重要である。ここでは、それら

7) 台湾總督府公文類纂の簿冊名を見た限りでも、調査の範囲は、農林水産業、商業、鉱工業等の広範囲にわたり、まずは全般的な経済の実勢を概観する意図がうかがえる。

8) 「日本茶業組合中央會議所」（1888年発足）のことと思われるが、原文に従った。

9) 1891-1927年まで会頭を務めた日本茶業界の重鎮。大谷については、寺本益英『戦前期日本茶業史研究』（有斐閣、1999年）を参照。

10) 『殖民協會報告』第31號、1895年11月。

11) 臺灣總督府民政局『民政事務成績提要』（第一編、明治28年度版）、1897年、21頁。

12) 總督府が海外茶業調査を初めて行った際（1906年）にロシア・トルコに派遣された技師でもある。臺灣總督府殖産局『臺灣茶業調査書』1930年、65頁。

13) 鑑定人は洋行に専属雇用されている西洋人。烏龍茶の再製業者から持ち込まれた茶を鑑定して価格を付ける役割を担う。

14) 商取引に精通し、信用確実なる者に相応の担保を供出させて洋行の代理人を請け負う華商や台湾人商人を指す。涂照彦『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会、1975年、388頁。

15) 媽振館（馬振館と表記する場合もある）は、番莊と洋行の間に立って再製茶の委託販売を行う。そノ

の側面について立ち入ることはしないが、台湾茶が農家から輸出に至るまでの流通経路を、この段階で日本人が正確に把握していた証拠と看做することができる。ただし、鎌原は茶業そのものに対する評価を下していない。

また、「報告書」の内容は、總督府の後の調査では触れられていない事柄も散見されるだけに、台湾茶業の実態把握に相当な努力を傾注していた姿勢が読み取れる。では、一体どのような事実が後年の調査刊行物では触れられていないのだろうか。それは、融資契約に関するものである。従来までの理解では、基本的に台湾茶業における資金の流れは、商品の流れとは反対方向へと向かう。すなわち、茶業資金の出所は輸出業者である洋行（外国商社）であり、その背後には植民地銀行（主に香港上海銀行）が存在していた。洋行は、香港上海銀行より低利融資を受け、その資金を茶館経営者（再製業者）や中間業者に融資し、さらに彼らから農家へと資金が融資される（担保は茶）。従って、生産者・中間業者を問わず、融資を受けた債権者に商品売り渡す形で流通機構が形成されているのである。「報告書」によると、領台当時の茶業資金は洋行及び媽振館から融通されていた。その詳細を知る術は無いが、大凡、洋行3：媽振館1の割合であったという¹⁶⁾。媽振館は、華商が経営する金融機関であるので、当然ながらその資金源に中国人商人（華商）も含まれている。

さて、このような茶業金融に関する「通説」に対して、「報告書」は異なる点を挙げている。洋行から資金を借り入れた場合、基本的には上記の慣習に基づいた精算がなされるものの、担保となった茶に対する評価額を巡って債務者と債権者の意見が食い違うことが生じ得る。従来の説では、債務者が債権者へと売り渡す他に選択肢が無いと看做し、債権者の評価が押し通されたという見解であった。しかし、「報告書」では債務者が何時でも他の洋行へ茶を売却し、その代金で以って負債の弁済が可能であったと書かれているのである¹⁷⁾。これは債務者であっても競争入札が可能であった事実を示しており、資金を借り入れる側（特に生産者）の主体性が存在したことを意味している。「通説」にある融資条件（＝債権者に必ず商品売り渡すこと）は媽振館による融資を指しており、洋行には必ずしも適用されないようである。それを裏付けるのが金利である。洋行は月利1%～1.5%であるが、媽振館は同1%ある。一見すると媽振館の方が低金利であるが、先に触れたように、茶業資金放資の割合は洋行の方が多し。その理由は、なによりも媽振館の融資方法に問題があるからと言える。なぜなら、媽振館は茶を担保に資金を融資する点で洋行と何ら変わらないが、融資条件が対人信用に基づいて大きく変化するためである。例えば、

ㄨの一方で茶を抵当にして前貸も行う。前貸金額は抵当価値の60-70%。媽振館の本店は大半が厦門にあり、大稲埕には支店を構えた（川北幸壽「臺灣茶業視察復命書」臺灣銀行總務部計算課『第一次臺灣金融事項参考書附録』1902年、45-47, 56-57頁）。また、媽振館の経営者はほとんどが広東・厦門・汕頭人である。かれらは出身地に相当の財産を持っており、信用確実であるために洋行は巨額の資金供給を行った。そして、彼等の運転資金の70%が洋行からの資金供給であったと言われる。臺灣銀行總務部調査課『臺灣烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』1912年、54-57頁。

16) 「媽振館ノ手ヲ經由シテ厦門ニ輸送スル製茶ハ毎年殆ント總額三分ノ一ニ居ル」。鎌原前掲「臺灣茶業實査報告書」106頁。

17) 鎌原前掲「臺灣茶業實査報告書」106頁。

媽振館は信用のない相手に対して月利3～4.5%超の金利を課すことも珍しくなかった¹⁸⁾。

すなわち、媽振館とは、対人信用を有する経営主体でなければ利用のメリットが見出せないものである。それとは対照的に、茶農の立場から考えると、洋行は多少金利が高くても、担保があれば誰でも資金提供を受けられる。また、資金返済において競売という選択肢が存在するため、洋行からの借り入れの方が有利であるという判断が下されたとしても何ら不思議ではない。それは、言い換えるならば、近代的商取引が台湾の農民レベルにまで部分的に浸透していたことを示している。また、このような茶農の選択を可能にする条件として、一定水準以上の茶の品質維持及び向上が挙げられる。すなわち、開港以降の台湾茶業が抱える最大の問題であった茶の品質が辛うじて維持されてきた理由の一つは、ここに求められよう。ただし、品質の問題は大きな不安要因として存在しており、「報告書」でも「最モ注意ヲ要スヘキ一事ハ福州ヨリ毎年支那「ジャンク」ヲ以テ粗悪ナル製茶ヲ密輸シ以テ純正ナル臺灣烏龍茶ニ混合シテ販賣スルノ弊害」¹⁹⁾があると特記している。

次に「復命書」を見てみよう。調査を行った藤江は、冒頭で台湾茶業を次のように評している。

「島内住民ノ斯業ニ従事スルモノ約十萬人ニシテ島ノ北部及中部ノ丘陵高原ニハ到處茶樹ヲ栽セサルナシ…。臺民ヲシテ近時著シク茶業ニ熱心ヲ傾注セシムル所以ノモノハ最モ考究ヲ要スヘキノ問題ナルヘシ」²⁰⁾。

そして、このような茶業の盛況をもたらした要因は、洋行の世界市場への対応力（＝可能な限り台湾烏龍茶の相場を崩さないこと）²¹⁾にあると指摘して、洋行の存在を高く評価している点は注目に値する。管見の限り、日本人による台湾茶業の調査刊行物において洋行を好意的に評価したものは、「調査書」を除いて、他に見当たらない。その一方で、藤江は生産者にとって「他ノ農作物ニ比シ割合ニ収益多キコト」²²⁾も茶業が発展した大きな要因として挙げている。では、藤江自身が下した茶業の総合的な見解はどうであろうか。藤江は「缺點トシテハ之ヲ需要地ノ當業者ニ質スモ未タ聞クトコロナシ」²³⁾と前置きし、強いて言うならば、更なる効率化と経費削減が課題と指摘した。ただし、ここでも注目しておきたい記述がある。それは、茶農が頑に旧慣を墨守して改良を試みない姿勢を、結果的に当時の目覚ましい実績を生み出したという理由で肯定的に評価している点である²⁴⁾。要するに、「復命書」においては台湾茶業が高く評価されているのであり、課題克服のためには、印度及び錫蘭の紅茶業のような、機械による大量生産という「近代化」を目指すべきであると指摘している。それは劣等茶の比率を下げるという意味でも必要な措置であると述べ、品質の向上をも含意した「近代化」を今後の課題として結論に記してい

18) 川北幸壽前掲「臺灣茶業視察復命書」46頁。

19) 鎌原前掲「臺灣茶業實査報告書」104頁。

20) 藤江勝太郎『臺北外二縣下茶業』1897年、205頁。

21) 同上、206頁。

22) 同上、205頁。

23) 同上、206頁。

24) 同上、206-207頁。

る²⁵⁾。

この「復命書」で示された見解の当否は別にして、洋行が茶業に果たした役割を大きく評価し、良好な実績を誇る輸出産業としての存在感が小さくなかったという、当時の台湾経済における茶業に対する認識を反映させていると言えよう。そもそも、藤江の「復命書」がどのような目的で作られたのかは不明であるが、おそらく最初期の茶業政策の一つである茶樹栽培試験所（1901年設置）開設のための基本情報の蒐集という意図がうかがえる²⁶⁾。事実、「復命書」の大半が臺北・新竹・臺中各縣における茶園の位置・耕地面積、農家戸数・釜数・産額、地租、茶樹数、生産方法、生産費の実態把握に費やされているのである。このように、總督府の最初の調査による茶業の評価が高いものであったことは留意しておく必要がある。

さて、以上の二つの資料を検討してみると、以下の共通点が見出せる。(1) 台湾茶業の発展が洋行の力に負う所が大きいと評価していること。(2) 茶輸出によって世界経済に編入される過程で近代的な商取引方法が浸透し、茶業従事者がそれに順応することで茶業の飛躍的な展開が実現した事実を明確に指摘していること。(3) 懸念材料として茶の品質維持について言及していること。(4) 品質管理を徹底するために、華商の不正防止及び製法の改良という指摘がなされていることである。

更に言うならば、この二つの資料は、調査領域の重複が比較的少ないことも特徴的である。「報告書」では流通や取引、「復命書」では生産環境及び方法等の調査に偏重しており、各々の関心事が必ずしも同一ではない。それにもかかわらず、両者に共通の認識が見出せることは、概ねそれらの共通点が当時の茶業に対する一般的な評価であったと考えられる。ただし、鎌原に調査を依頼した大谷が洋行を高く評価する結論に納得したかどうかは疑わしい。周知の通り、日本においても横浜居留地を中心に外国商館と日本人売込商の取引によって茶貿易が成り立っていた。大谷は最大の売込商であったが、利益の大半を外国商館が取り込み、仕向地や輸出量、価格等の判断を外国商館に握られている構造そのものが日本の茶業発展にとってマイナスの影響を及ぼすと認識していたのである²⁷⁾。すなわち、最終的に日本人業者による直輸出こそが茶業発展の条件という見解を有していたのである。それ故、外国商館と売込商の関係をどのように変化させるのが当時の日本茶業における大きな課題であったとみて差し支えない。その意味では、類似の輸出形態を持つ台湾での洋行と現地業者の关系到少なからぬ関心を有していたとしても不思議ではない。

一方の「復命書」であるが、上で述べたように、その内容から判断すると、明らかに生産の実態把握に重点を置いていることがうかがえる。このような先行的な基礎調査が茶樹栽培試験所の設置準備に貢献した可能性を指摘したが、そもそも總督府が生産部門に関与するという選択を導

25) 同上、274頁。

26) 藤江は「復命書」の結論部分で、茶業の「近代化」には試験と検査の結果を踏まえて茶業各従事者と共に検討する必要性を述べている。ここで言う試験と検査とは、後に茶樹栽培試験所で実施される栽培、施肥、土壌改良、品種改良等の一連の政策を指す。

27) 寺本前掲書『戦前期日本茶業史研究』89-90頁。

き出した理由については不明なままである。残念ながら、それを知るに足る記録は未見であるが、この点については後に考察を試みたい。

第二節：茶業におけるサプライチェーンの構造

次に台湾茶業におけるサプライチェーンがどのような形で成り立っていたのかを見てみよう。領台当時、台湾から輸出される茶の大半が烏龍茶であった。従って、ここでは烏龍茶のサプライチェーンについて概観しておきたい。まず、基本的に押さえておくことは二つある。一つは、茶農²⁸⁾が茶葉を摘採して乾燥・揉捻等の工程を経て「粗製茶」²⁹⁾を製造し³⁰⁾、茶農から烏龍茶館(=番莊)³¹⁾に至るまではこの「粗製茶」が売買され、番莊が「粗製茶」を再製加工した「再製茶」を洋行に売り込むことである。従って、茶の流通の中には、「粗製茶」と「再製茶」の取引が含まれている。なお、茶業従事者の名称については原則的に原資料の表記のまま用いる。ただし、茶農と茶館の取引を仲介する茶搬人³²⁾や茶棧³³⁾は包括的に述べる場合、中間商人と呼ぶ。

2-1. 流通構造

領台以前の茶業に関しては、林滿紅氏が優れた研究を既に発表している³⁴⁾。林氏の研究で明らかにされた清末期の流通形態と領台直後の烏龍茶流通形態にはほとんど変化が見られない。領台初期の流通形態は図2のようになる。一見してわかるように、烏龍茶が生産地(=山方)から輸出に至るまでに多数の業者が関与している。商品の流れを簡略化して見ると、山方で茶搬人が茶農から粗製茶を買い付け、大稻埕(台北の茶集散地)の茶棧や番莊に売り渡す。茶棧は茶搬人か

28) 茶葉摘採の茶摘女及び粗製茶製造の茶工に対する賃金は、商品売却後に清算することが多い。また茶摘女や茶工への食料米は手持ちがない場合、付近の富農から借り受け、茶の売却によって支払うか、代わりに米を購入して返済する。従って、茶農は多額の資金が必要でなかった。前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況竝同茶金融上ノ沿革』22頁。

29) 烏龍茶の粗製の順序は以下の通り。まず、茶葉を摘み、翌朝より日乾萎凋、即ち茶葉の水分を蒸発させる。これらの作業は同時に発酵を促すものであり、製茶上最も肝要な作業として熟練と注意を要する。次に釜で熱することで発酵を抑止し、水分を蒸発させる。これによって茶葉が柔らかくなり揉捻が行われる。揉捻は葉細胞を破壊することで形状を整え、可溶分の溶解を容易にする。最後に乾燥させて粗製茶となる。久保清一「臺灣茶業の現状」『昭和三年夏期海外旅行調査報告』神戸高等商業學校、1929年、194-195頁。

30) 「本島ニハ未タ生茶賣買ノ慣習ナク耕作ヲ爲スモノハ必ス自家ニ於テ其産茶ヲ粗製セサルヘカラス」。つまり、茶農は生産家兼粗製茶製造人であった。前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況竝同茶金融上ノ沿革』20頁。

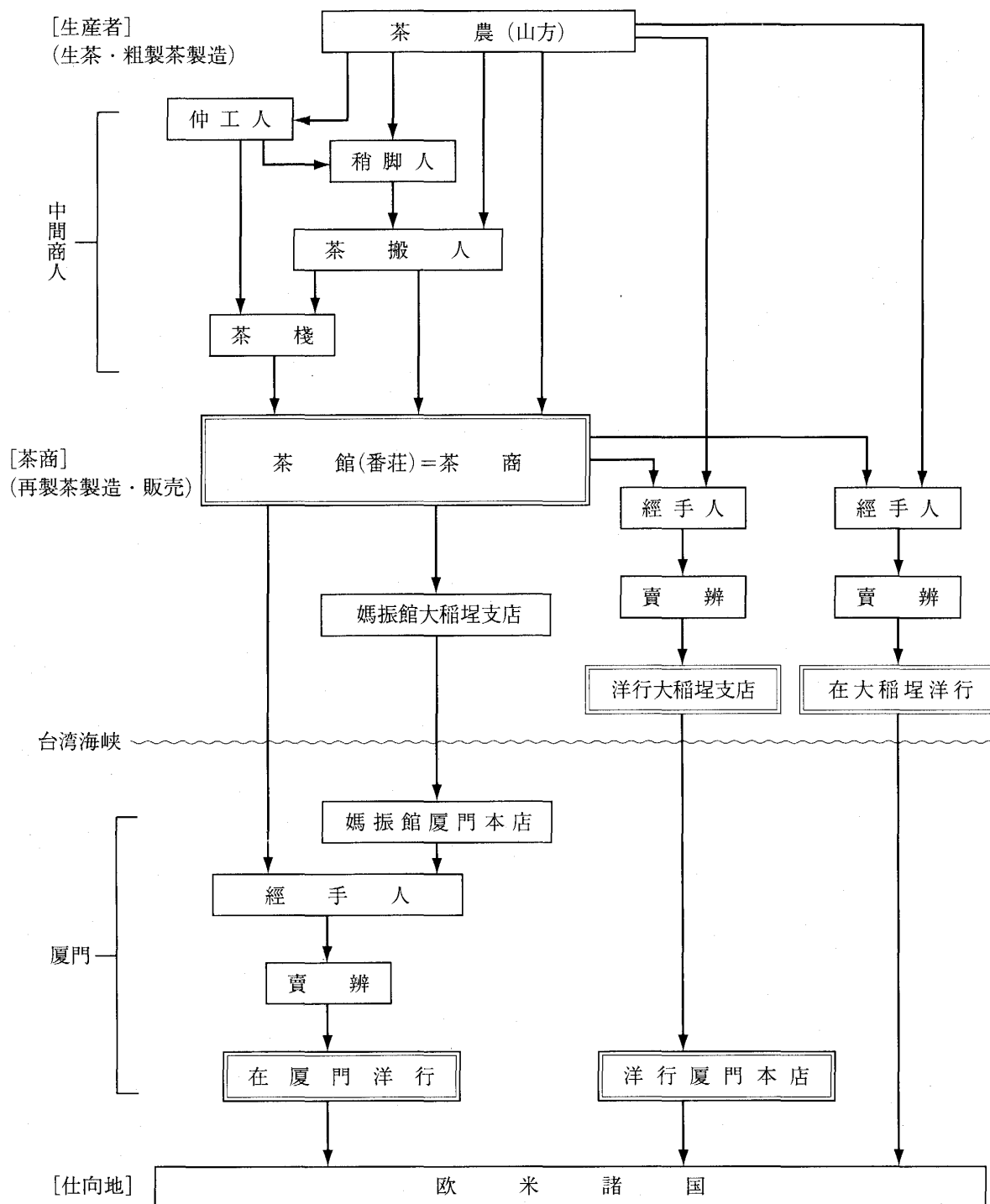
31) 烏龍茶を専門に扱う茶館を番莊という。臺灣總督府『臺灣茶業一斑』1913年、65頁。

32) 茶搬人は茶農から粗製茶を購入し、茶棧・番莊または洋行に売り渡す。前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況竝同茶金融上ノ沿革』22-23頁。

33) 茶棧は店舗を大稻埕におき、茶搬人から粗製茶を購入して番莊に売り込む、一種の倉庫業者である。同上『臺灣烏龍茶ノ概況竝同茶金融上ノ沿革』25頁。

34) 林滿紅前掲書『茶・糖・樟腦業與臺灣之社會經濟變遷』等。林氏は、洋行による外国資本の支配力ではなく、華商による能動的な商業活動の展開を指摘した。

図2 台湾烏龍茶流通経路（領台初期）



〔出典〕 林滿紅「晚清臺灣茶・糖・樟腦業的産銷組織」『臺灣銀行季刊』第28卷第3期，200頁。

臺灣銀行總務部調査課『臺灣烏龍茶ノ現況並同茶金融上ノ沿革』1912年，20，40頁。

臨時臺灣舊慣調査會第二部『調査經濟資料報告』上卷，1905年，50-52，71-73，82，89-91頁。

臺灣銀行總務部計算課『第一次臺灣金融事項參考書附録』1902年，32-41頁より作成。

〔備考〕 図中の各名称は便宜上原資料のまま。複数の異なった名称がある場合は，資料中に多く記されている代表的な名称を用いた。

ら購入後、さらに番荘に売り渡す。番荘は粗製茶を再製加工³⁵⁾した再製茶を洋行に売り渡し、最終的に洋行が海外へ輸出している。

この流通の中で台湾人³⁶⁾は茶農及び中間商人の一部のみであり、その他は「外国勢力」(＝洋行及び華商)である。茶業勃興当時、茶輸出がイギリス人によって初めて行われたことから、1872年までは山方における製造工程以外は全て洋行が執り行っていた³⁷⁾。洋行の監督下で製造された烏龍茶は良質であり、市場でも高い評価を受けた³⁸⁾。この時期に形成された烏龍茶への高い評価がその後の輸出拡大を可能にしたのである。しかし、烏龍茶輸出が劇的な伸びを見せることで³⁹⁾、商業機会を求める華商が続々と渡台した⁴⁰⁾。元来は中間商人に過ぎなかった華商が茶館経営に乗り出したために洋行の独占的地位を一変させたのであった⁴¹⁾。具体的には華商の台湾茶業進出が盛んになり始めた1870年代中頃⁴²⁾に中間商人の数が増え⁴³⁾、図2のような流通経路が形成されるに至る。

また、この流通形態は同時に製造工程をも表すことから、製造面での変化をも知ることができる。すなわち、華商の進出が製造工程の分業促進をも示している。輸出開始当初の製造工程は、その大部分を洋行が掌握しており、生茶生産・粗製茶製造を茶農が、再製加工・輸出を洋行が担っていた。いずれにせよ、流通を構成する業者をみると、商品の売買と同時に製造工程の一部を担当していることが大きな特徴である⁴⁴⁾。そして、図2で示した茶搬人から洋行までの(經手人⁴⁵⁾を除く)、すべての業者が独自に茶葉の貴賤混合を行っており、単純に茶農が製造した粗製茶がそのまま番荘で再製され、洋行が無加工で輸出しているのではなかった⁴⁶⁾。

35) 購入した粗製茶の不純物や茎茶粉茶等を選別し、再び焙煎して整形する作業。不純物が少ないほど高品質で茶葉が細かい。久保清一前掲「臺灣茶業の現状」196-197頁。

36) 本稿で云う台湾人は、さしあたり台湾に生活の本拠を置く漢族系移民、もしくはその子孫としておく。

37) *Commercial Reports on China. Tamsui.* 1870. pp. 83-84. 当時、洋行は滬尾(淡水)に工場を設立して再製加工を行った。*Commercial Reports on China. Tamsui.* 1871. p. 135.

38) *Reports on the Production of Tea: Acting Consul Gregory to Mr. Wade. Commercial Reports on China.* 1872. p. 121.

39) 厦門・福州産烏龍茶の輸出減が台湾烏龍茶の追い風となった。*Report on the Foreign Trade at Tamsuy and Kelung During the year 1875. Commercial Reports on China.* p. 100.

40) 林満紅「晚清臺灣茶・糖・樟腦業的産銷組織」『臺灣銀行季刊』第28巻第3期、201頁。

41) 1875年時点で厦門の華商が大部分の再製業を掌握していること、洋行が再製業から将来的に撤退を余儀なくされる可能性が述べられている。*Report on the Foreign Trade at Tamsuy and Kelung During the year 1875. Commercial Reports on China.* p. 100.

42) *Report on the Foreign Trade at Tamsui and Kelung During the year 1876. Commercial Reports on China.* p. 94.

43) 1877年は、「茶貿易は……ますます中国人の手に掌握されつつある……ほんの数年前まで洋行が外国船によって貿易のほとんどを占めていたのに、今では限られており、急速に減少し」たと記されている。*Report on the Trade of the Ports of Tamsui and Kelung for the year 1877. Commercial Reports on China.* p. 146.

44) 林満紅前掲「晚清臺灣茶・糖・樟腦業的産銷組織」201-202頁。

45) 經手人は賣辨と茶館を仲介する業者である。前掲書『臺灣茶業一斑』1913年、65頁。

46) 洋行は購入した再製茶を専属の職人によってブレンドさせ、それを商品として輸出していた。また、場合によっては再製茶の再焙煎を行うこともあった。

2-2. 茶業金融

一方、上述のような重層的な流通形態をとりながらも輸出が増大し得たのは、旺盛な海外需要に支えられた事のみが理由ではない。前貸資金の融通による商品確保が存在していたからこそ大量の輸出が可能であったと言える。流通を担う各業者は、茶買付の委託と共に運営資金を委託業者から借り、それを以って茶を買い付けていた。債務者は借金の条件として、債権者に商品を売却することになっており、資金が商品流通経路を逆行する形になっていた(図3)⁴⁷⁾。これは「報告書」でも触れられている事柄であることから、茶業における一般的慣習であったと考えられる。勿論、先に触れたように、必ずしもこの条件による融資のみであったわけではない。それまでの通説では茶業金融に関して洋行の融資方法がほとんど不明であったが、「報告書」によってその一端が垣間見えた。洋行が近代的な取引方法を導入し、またそれに茶農が順応していた事実が重要なのである。

この茶業資金は、その大部分が外国植民地銀行、特に香港上海銀行が低利で洋行に融資した資金が源であるとされている⁴⁸⁾。香港上海銀行は、洋行の要求によって欧米銀行が発行した信用状に基づく欧米宛茶為替の買付を行い、買い入れた手形をロンドンに送って決済する方式を取り、洋行に対しては随時巨額の前貸金を交付していた⁴⁹⁾。洋行からの前貸は信用貸と担保貸があるが、烏龍茶業においては担保貸が一般的であった。その違いは、信用貸の方が高利、かつ前貸金額が少ないことである。前貸は以下のように行われる。① 香港上海銀行が洋行へ低利で融資する。② 洋行が媽振館や茶農に商品を担保に前貸する。③ 媽振館はその資金で番莊等に前貸する。これも商品担保による。その際、媽振館は現金を交付せず、厦門本店宛一覽後三日(まれに六日)払手形を発行する。④ 番莊は手形を台北の匯兌館(為替商)⁵⁰⁾に持ち込み現金化する。その後匯兌館は買い取った手形を匯兌館の厦門本支店に送り、厦門の媽振館本店に取り立てて決済するという方式である⁵¹⁾。従って、前貸に関しては媽振館から番莊へ直接現金が流れることはない。⑤ そして、番莊は粗製茶買付のために中間商人に対して同様の方式で前貸を行い、最終的に茶農まで資金が流れる。このように、領台時には資金の前貸を行い、商品を確保するシステムが既に存在していたのである⁵²⁾。

以上、領台以前の烏龍茶の流通及び金融構造について概観したが、その特徴は以下のとおりである。(1) 烏龍茶取引に従事する中間業者(主に華商)が多数存在したこと。(2) 流通を担う業者

47) 林満紅前掲「晚清臺灣茶・糖・樟腦業的産銷組織」201頁。

48) 「以前厦門ニ於テ本島烏龍茶ノ輸出ニ對シ資金ヲ供給シタル銀行ハ主トシテ香上銀行並中華銀行ノ二行ナリトス」。ただし、香港上海銀行が90%以上の手形を取り扱っていたため、香港上海銀行の独占であったとみてよい。前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』52頁。

49) その金利は年利6分であり、市中一般の半分以下の低利であった。同上。

50) 匯兌館は大稻埕で茶を中心とした各種輸出入品に対する為替の売買に従事する業者であり、組織不完全なる銀行と称されていた。主に台湾人や厦門人が経営していた。川北前掲「臺灣茶業視察復命書」47-48頁。

51) 前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』57-58頁。

52) China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade of Reports, Tamsui*. 1869-72. p. 159.

その意味では、茶業は中規模以下の商人が積極的に参入していたと考えられる⁵⁶⁾。

2-3. 取引方法

- A. 茶農：基本的にすべての茶は茶農⁵⁷⁾から購入される。茶農は粗製茶を袋に詰め茶搬人に売却するが、直接茶館に持ち込む者も存在していた。ただし、直接茶館に持ち込む場合、一時に大量の粗製茶を搬出しなければ費用が見合わないため、大茶農以外はほとんど茶搬人へ売り渡すのが一般的であった⁵⁸⁾。そして、茶搬人へ売却する場合、粗製茶正味106斤を100斤に換算して売り渡すのが常であった⁵⁹⁾。
- B. 中間商人：茶搬人は茶農から粗製茶を買い入れ、茶館に売り込むが、その方法は二通りある。一つは、直接茶館へ、いま一つは茶棧へ売り込むことである。前者については後に茶館の取引で触れる。茶棧は二つの機能がある。一つは粗製茶の保管及び茶葉混合を行って茶館に売り込むこと、いま一つは単に茶搬人の仲介を行うことである⁶⁰⁾。茶棧は大稲埕に店舗をかまえ、地方から売り込みにくる茶搬人の宿泊施設を兼ねていたことから、宿泊費と同時に商品保管料等の手数料も徴収していた⁶¹⁾。さらに、売り込みの必要諸経費（茶館や茶棧までの運搬費、すなわち山方から大稲埕までの運搬費）は全て売り込み側の負担であった⁶²⁾。また、茶搬人の大半は運転資金を茶館、或いは匯兌館から借り入れて、その資金を元手に茶農に前貸を行っていた⁶³⁾。つまり、「粗製茶売渡価格＝茶価＋諸経費（宿泊費＋運搬費等）－借入元金－利息－保管料－手数料」という計算になる。
- C. 茶館（番莊）：茶館は粗製茶を再製する加工業者である。代金支払いは大抵現金勘定であるが、大口の場合は内金を支払い、残りの代金を何日後払の覚書を交付してその期日に決済する。売り手は茶搬人、茶棧の場合がほとんどであるが、ごく稀に現地の呉服商や雑貨商が茶農に前貸することもあり、これらの商人から売り込まれる時もあった⁶⁴⁾。茶館による粗製茶の買付は茶搬人に依頼するのが普通である。前述の通り、茶搬人が直接茶館に売り込む場合、山方から大稲埕までの諸費用は全て茶搬人の負担であるため、必然的に売価に加算される。しかし、前貸を受けているので、元金・利息等の名目で諸費用が差し引かれ、実質的に

56) 資本金のある商人は媽振館や匯兌館、包種茶館（舗家）を経営する傾向にあった。

57) 茶農は副業が多かったようである。「茶ノ生産ハ農民ノ副業ナルヲ普通トシ時ニ茶ヲ本業トスル地方ナキニアラサルモ其數極メテ尠シ」。前掲書『臺灣の茶業』1913年、62頁。

58) また、絶対数として副業の農家が多いことから、米などの農繁期が重複し、自ら搬出できないのが実情であった。前掲書『臺灣の茶業』1913年、62頁。

59) 久保清一前掲「臺灣茶業の現状」204頁。

60) 前掲書『臺灣の茶業』1923年、124頁。

61) 「茶搬人ニアリテハ宿泊中ノ経費ヲ見込ミ生産者ノ利益ヲ絞ルカ故ニ茶農ハ順次ニ其ノ費用ヲ負擔スルコト、ナル……」と述べられていることから、茶搬人に対して少なからぬ料金が請求されていたと考えられる。臺灣銀行總務部調査課『臺灣茶業ノ現在及改善策』1917年、72頁。

62) 前掲書『調査經濟資料報告』上巻、82-83頁。

63) *Commercial Reports on China*. 1872. Tamsui. *op. cit.*, p. 199.

64) 山本尚正「臺灣の茶業金融(2)」『臺灣農事報』第283號、1930年、14頁。

評価額よりも低い買取価格が付けられる。茶館に持ち込まれる粗製茶は、一袋（53.5斤）⁶⁵⁾を47～48斤として計量する⁶⁶⁾。そして、袋代として一袋につき15銭が差し引かれる。最終的に、諸費用と変則的な斤量及び価格の換算によって相当な金額を差し引かれることになる。すなわち、「売渡価格＝粗製茶価格×粗製茶×0.9－（袋代15銭×袋数）＋諸経費－借入元金－利息－手数料」となる。

売り込み側は、見本茶⁶⁷⁾を各茶館に持ち込んで最高値を付けた茶館に売却する入札形式をとる。しかし、運転資金をほとんど持たない茶搬人や茶棧は、前貸によって運転資金を仰ぐ必要があるため、結局は債権者へ売却していた。このように前貸によって他の茶館との買入れ競争を未然に防ぎ、粗製茶販路を限定することで、一定量の粗製茶を茶館が確保していたのである。

D. 洋行：洋行の取引窓口は賣辨である。これは洋行が現地の事情に暗く、言語・慣習・商取引等において華商や台湾人と円滑な取引が困難であったためである。それ故、代理人として賣辨を雇い、全ての業務を委託するのが一般的であった⁶⁸⁾。具体的な取引は、以下のようになる。茶館は各洋行に再製茶の見本を持ち込む⁶⁹⁾。洋行は見本茶を鑑定して価格を茶館に提示する。これも競争入札である。茶館は、最も高値を付けた洋行に再製茶を売り込むのである。洋行は決済において、再製茶の斤量100斤を95斤に換算して代金を支払う⁷⁰⁾。あらかじめ提出されていた見本茶は無償で洋行に収められる。なおかつ価格は、金100円を銀95円⁷¹⁾に換算される⁷²⁾。さらに手数料・鑑定料・保管料等の各種必要経費⁷³⁾を代金から差し引くため、実際に茶館が受け取る金額は洋行の提示額よりも15%以上少なくなるのが実情であった⁷⁴⁾。当然ながら、前貸が存在する場合は、さらに元金及び利息が差し引かれる。これ

65) これは袋の重さを含めた斤量である。いかに売手に不利な方式であるかがうかがえる。

66) 久保清一前掲「臺灣茶業の現状」204-205頁。

67) 茶館によっては見本茶（無償で茶館が入手する）を集めて余剰を得ようとしたものも少なくなかった。前掲書『調査経済資料報告』上巻、83頁。

68) 同上、90頁。

69) 經手人を通じて賣辨と取引されるのであるが、經手人は洋行の専属であることから、本稿では經手人との取引も洋行との取引の一環と見做す。

70) 前掲書『臺灣の茶業』1930年、27頁。

71) 久保清一前掲「臺灣茶業の現状」205頁。

72) 同上、205-206頁。

73) 茶館が洋行（賣辨）に売り込む際、洋行側は最初に茶一箱（Half-Chest：約30斤）につき1～2ポンドを差し引いて斤量換算する。さらに粉茶が一箱につき3～4ポンド以上混入していた場合、その超過斤量分の代金も差し引く。その上で取引手数料（「控伸」：売込口銭で、箱茶百斤につき50銭の割合で賣辨に支払われる。「磅金」：看貫料で、一口（80箱）につき銀2圓。「泡金」：拝見料で、一口につき銀6圓。「補辨」：拝見用として取り出された斤量の補填料で、一口につき銀2圓。「釘棧」：検査済みの茶箱を修理（再包装）する費用で、一口につき銀1圓。「銀水」：円銀と粗銀の差額のこと。製茶は粗銀で定められるため、これを円銀で支払うには円銀を粗銀に換算する必要がある。賣辨はここでレートを任意に定めて正味の差額以上を徴収した。「鉛價」：洋行が箱茶を引き取る際に、鉛箱の原料である鉛の代金を徴収するもの。一口につき10圓乃至20圓。）を茶館から徴収する。臺灣銀行總務部調査課『砂糖米茶ニ關スル調査書』1913年、52頁。

74) 久保清一前掲「臺灣茶業の現状」205-206頁。

も同様に式にすると、「再製茶売渡価格＝再製茶価格＊0.95＊再製茶数量＊0.95－手数料(經手人・賣辦)－鑑定料－保管料－借入元金－利息」となる。

以上述べたように、商品取引の方法は、ある程度買い入れ側に有利な仕組みになっている。この取引上の優位性が前貸によって担保されていることは明らかである。従って、サプライチェーン全体における機能面を見た場合は、その頂点に立つ洋行の優位性は動かない。それを裏付けるのが取引方法であり、かれらに多くの利益がもたらされる構造であったことがわかる。すなわち、台湾烏龍茶の流通構造とは、輸出商を頂点とした階層構造を持つのであり、その取引方法が領台以後も慣習として存続しているのである。清末から領台初期にかけては、烏龍茶業における華商の参入による分業化、つまり相対的に洋行の活動領域を狭める動きがあった。しかし、洋行は豊富な資金源を背景にした前貸によって、取引における優位性を維持し続けた。このように、茶業は流通及び金融の側面から見ると、洋行や華商が大きな役割を担っていたことがわかる。

第三節：總督府の茶業管理政策

それでは、このような茶業の実態を踏まえて、実際に總督府がどのような政策を立案して茶業への関与を行ったかを考察してみよう。1895年の台湾領有の結果、それまで中心的な役割を担っていた華商が大陸へ退避した。そして、總督府は「清國人臺灣上陸條例」(以下、条例と略す)を制定して中国人の渡台を禁止した⁷⁵⁾。この政策によって台湾茶業は深刻な危機に陥った。なぜなら、当時台湾茶の加工を中国大陆の茶工に依存していたためである。当時、対岸から台湾へ訪れる中国人の中で最も多数を占めたのが茶業従事者だった。この条例制定に対してイギリスは、条例発布の翌12月に英国領事の名で「英國商船ノ營業ト在留英人ノ從事シ居ル茶業トニ至大ノ關係アリト云フヲ以テ嚮ニ發布セル清國人臺灣上陸條例ニ對スル苦情ヲ申出」た⁷⁶⁾。イギリスの抗議を受けた總督府は、中国人の全面的な台湾上陸禁止方針を撤回し、上陸の許可制に変更したのである⁷⁷⁾。これによって台湾茶業の危機は回避された。言うまでもなく、その成果はイギリスの圧力に負う所が極めて大である。すなわち、台湾茶業が既に外国資本を不可分の要素として定着させていたことを示している。その一方で、華商もまた嘆願書を總督府に提出していた⁷⁸⁾。いわば茶業従事者全体が總督府の施策に異論を唱えたのである。

元来、台湾経済は対岸との交易によって一つの経済循環を形成しており、一大産業に飛躍した当時の台湾茶業も、生産・輸出双方において中国大陆との連携が生命線であった⁷⁹⁾。この茶業に

75) 治安維持を目的として1895年11月に制定し、中国人の渡台を全面的に禁止した。松尾弘『臺灣と支那人労働者』南支南洋研究第28号、臺北高等商業學校南支南洋經濟研究會、1937年、付録二を参照。

76) 前掲書『民政事務成績提要』(明治28年度分)、4頁。

77) 吳文星「日據時期來臺華工之探討」同『日據時期在臺「華僑」研究』臺灣學生書局、1991年、1-5頁。

78) 松尾弘前掲書『臺灣と支那人労働者』12頁。

79) 清末台湾経済の構造については拙著前掲書『近代アジアと台湾』第一章を参照のこと。

最も利害を有していたのがイギリスである⁸⁰⁾。イギリス資本の存在は、台湾の茶業金融において不可欠な要素であった。香港上海銀行は烏龍茶輸出を独占する洋行に営業資金を融資していたため、台湾茶業の展開が妨げられた場合に大きな損害を被る立場にあった。当然ながら洋行も、大陸の茶工によって台湾茶が製造されなければ営業が困難になる。それ故、条例の発布は、イギリスの経済的権益を脅かす事件であったと言えよう。總督府は領台直後に茶業における外資の存在感を認識させられたのである。

それでは、上述のように、イギリスの態度によって茶業の「開放性」を改めて認識させられた總督府は、具体的な茶業政策をどのように立案したのであろうか。ここでまず台湾統治に関与した頭官の動向を見てみよう。伊藤博文（首相：当時）は樺山資紀（初代總督）へ、台湾開発を行うために總督府に殖産部を設けて産業調査を行わせる旨を訓令した⁸¹⁾。事実、何の情報も無い状況で台湾経済の開発は不可能であり、總督府の殖産政策は第一に実状把握が先決であったことは間違い無い。それ故、糖業や茶業のみならず当時存在していた各種産業の網羅的な調査が始められたのである。

では、總督府の殖産政策の基本方針はどのようなものであったのだろうか。これについては桂太郎（第二代總督）の訓示に次のような発言がある。「……各地方に於て特に施設すべき殖産興業の方法に就ても豫め目的順序を明らかにし將來發達の成算確定するに至りて始めて着手する方法を取るべし」⁸²⁾。そして、乃木希典（第三代總督）は「殖産興業運輸交通衛生教育諸事業の完備を計るは實に本島經營上及移民上の急務たるのみならず土民をして其利便を享け良政を感戴せしむるの捷徑たり而して其事業の全體に渉るものは總督府業已に之が計畫に着手せるを以て成るべく其實行を速にすべし」⁸³⁾と述べた。第四代總督児玉源太郎の施政方針演説（1898年6月5日）では初めて「財政独立」を目指す旨が明言されたものの、具体的な産業振興策は語られていない⁸⁴⁾。1899年の始政紀念日の『臺灣日々新報』には、「……本島の物産たり又は將來的物産たるべき茶、砂糖、煙草、木藍、黄麻、及米に對する方針に至りては、未だ之を聞くことを得ず」（下線引用者）と書かれており、總督府の具体性を伴った産業関与は阿片・樟腦・食塩の専売化を一般産業振興に先んじて断行したに過ぎなかった。こうしてみると、19世紀の段階では形として表れる産業政策がほとんど実施されていなかったことになる⁸⁵⁾。

実際に具体的な産業振興の指針が示されたのは、1901年11月5日に行われた児玉總督の訓示が

80) 以下の引用をみると、イギリスの勢力について大凡の評価がうかがえる。「英領事館ハ今尚ホ滬尾（＝淡水：筆者注）ニアリ、然レドモ商權ノ十中八九ハ却テ英人ノ手ニ歸シ居留人中滬尾大稻埕ヲ合シテ殆ド英人ニシテ、獨逸ハ僅カニ二商館ヲ有スルノミ」。臺灣總督府外事課「臺灣開港場及外人居留地制度ニ對スル意見」、伊藤博文編『秘書類纂臺灣資料』同刊行会、1936年、170頁。

81) 臺灣總督府『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』1941年、3頁。

82) 同上、20頁。

83) 第一回地方長官會議における訓示（1896年12月2日）。同上、29頁。

84) 同上、40頁。

85) 専売化は財源確保のための措置である。また總督府の財政支出項目に産業・経済費が現れるのは1900年以降。平井廣一『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房、1997年。

最初と思われる。その内容は次の通り。(1) 糖業の振興。(2) 茶業の挽回。(3) 森林の利用。(4) 米作の改良。(5) 豚の繁殖。(6) 牛畜の保護。(7) 煙草の栽培。(8) 其他の産業（藍・苧・麻・黄麻・紙）の根本培養。(9) 農業金融機関の設備である⁸⁶⁾。ここで漸く産業別の指針が明示的に言及された。児玉は茶業について次のように述べている。

「茶業の衰退近年に至り著し、若し放任數歳を経ば恐らく漸滅の悲境に陥らん、之を思ふに本業の衰退其の來由する所、全く海外市場に於て他の外國産との競争に勝へざるに在り如何せん本品素と内國の消費に非ず、一に海外の需要を待つもの是を以て斯業の挽回を企て更に一進域を啓かんと欲せば殊に世界の情勢に精通し以て弘く販路を諸國に求め到處市場の競争に勝たざるべからず然るに之を成さんと欲せば内に生産費を節して廉價に賣ることを得、且つ品價を優良にして、世界各國人の嗜好に投ずることを勉めざるべからず、乃ち大機械装置の如き最も肝要とす但だ其事巨資を要し且つ販路の競争亦容易からざるを以て個人の能く之に當る者稀なり故に政府は民間當業者の大團體組織を勧誘し之に籍すに政府の力を以てし、以て斯業の衰運を挽回せんと欲する所なり」⁸⁷⁾。

先に見たような、領台直後からの茶業への高い評価とは対照的な論調である。実は1897年から5年連続して茶輸出が減少したことは、台湾茶業始まって以来の出来事であった（表2）。ここで触れられている茶業の衰退とは、烏龍茶の大半を仕向けるアメリカでの粗悪茶輸入防止のための輸入茶標準制定（1896年）によって烏龍茶輸出が減少したことを指す⁸⁸⁾。つまり、ここで直面した問題とは烏龍茶の品質ということになる。上記の児玉の発言は、このような現状を認識したものであったことがうかがえる。

さて、台湾茶の品質問題への總督府の対応はいかなるものであろうか。總督府は、1898年8月に「臺灣茶業取締規則」（府令第83號：以下、規則と称する）を制定するが、この制定理由が興味深い。これまでの経緯として、總督府は台湾茶業において大陸から劣等茶葉を密輸して台湾茶に混入する不正茶製造の問題を指摘している点は「報告書」と同様である。しかし、それが深刻な問題であるならば、領台早々に規則を制定するのが自然であらう。すなわち、アメリカ市場の粗悪茶輸入禁止措置が実施された1896年こそが最も時宜に叶った対応が求められた時期である。ところが、この規則制定の直接的な理由は、「戰時税（アメリカが米西戦争時に導入：引用者）トシテ輸入茶ニ重税ヲ課スルアリ茶業界ヲ驚動スルコト少ナラス爲ニ我當業者モ之ニ應スル姑息手段トシテ自然製茶ノ品質ヲ下スノ傾ヲ生シ随テ夫ノ粗悪茶又ハ不正茶ノ濫出益甚シキニ至ランカノ虞アリ依テ規則ヲ制定」⁸⁹⁾したということである。すなわち、烏龍茶のほぼ唯一の市場であるアメリカの動向に茶業従事者が過敏な反応（＝不正茶製造の増加）を見せる可能性を規則制定の理由にしているのである。このことから、平時の茶業における品質問題が皆無ではないもの

86) 前掲書『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』64-68頁。

87) 前掲書『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』65-66頁。

88) 前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』18頁。

89) 臺灣總督府民政部文書課『臺灣總督府民政事務成績提要（第四篇）』（明治三十一年度分），1901年，196-197頁。

表2 領台初期における烏龍茶仕向地別輸出力 (単位=1000斤)

	中 国	香 港	米 国	英 国	総輸出力
1896	13,874	37	547	—	14,458
1897	11,187	92	2,100	15	13,393
1898	11,917	3	1,147	—	13,067
1899	11,177	2	573	—	11,752
1900	8,880	2	2,055	—	10,937
1901	8,342	3	1,978	—	10,325
1902	10,403	3	3,438	—	13,843
1903	9,692	7	4,765	0.05	14,465
1904	6,572	27	6,522	—	13,120
1905	5,807	12	8,338	—	14,156
1906	6,327	3	6,722	—	13,054
1907	630	363	11,437	68	12,500
1908	35	300	11,723	245	12,352
1909	20	305	11,913	490	12,797

(出典) 臺灣總督府殖産局『臺灣茶業統計』1929年、24-25頁より作成。

(備考) 日本經由アメリカ向けの輸出は含まない。

の、敢えて強制的に指導するほどの緊急性を總督府が認めていなかったことがわかる。ただし、華商の市場動向に対する反応（不正茶製造に洋行は無関係）については神経質であったようである。ところが、規則は「同業者自治ノ取締ヲ促ス」に過ぎないものであり、品質管理および取締りのコストを自ら負担することはなかった⁹⁰⁾。従って、問題解決にあたって總督府が効果的にイニシアチブを発揮したとは言い難い。結局、總督府による輸出茶の品質管理は、後にも縷々問題になるが、事後対応の域を出ない姿勢に終始した。

しかし、児玉の発言を単なる空言と退けることはできない。1901年に茶樹栽培試験所が設置され、茶樹栽培及び製茶の実験に着手しているからである。ただし、試験所における成果を求めるには一定の時間を要するため、この段階で何等かの変化が確認できるわけではない。その意味では領台初期における總督府の対茶業関与は、特筆すべき積極性も具体的な政策も見出せない。しかし、「復命書」や児玉の発言を見ると、夫々の時点での産業情勢については正確に把握されており、總督府の無関心を意味するものでないことは留意すべきである。そして、茶業における施策の焦点として品質問題があったことを指摘しておきたい。

第四節：總督府によるサプライチェーン介入の在り方

ここでは、前節までで明らかにした事柄を踏まえて、總督府の対茶業関与が前述のような形になった理由を考察してみたい。ただし、それを裏付ける十分な証拠を見出すことが困難であるため、仮説乃至推論の提示に留まらざるを得ない。それ故、不完全ながら、殖産政策決定に関する

90) 規則の詳細は不明。おそらく罰則規定が無かったと思われる。1920年11月27日に府令第173號として同名の規則が發布されているが、こちらは罰則規定が設けられている。

基本的な認識を再確認することで、いま一度冒頭の課題について考察を試みたい。

先に挙げた「報告書」、「復命書」、そして總督の施政方針の内容から、領台初期における總督府の対茶業政策の視線が生産部門に向けられていることが明らかとなった。しかし、「報告書」や「復命書」の段階では茶業の飛躍的な成長という認識が反映された内容であったが、その後の茶業に関する調査刊行物では一転して茶業の停滞、あるいは衰退という認識が出されるようになった。従って、總督府が具体的な茶業政策を実施する段階では既に茶が成長産業と看做されていなかったことになる。烏龍茶の品質管理問題を解決するという課題は別にして、産業振興の在り方は成長産業と、そうでない産業では自ずと異なってくる。ここで試みに M. E. ポーターの「競争戦略」論をベースにして總督府の対茶業政策を検証してみたい⁹¹⁾。ポーターの議論を用いる理由は、産業の衰退局面という「特殊な環境」における具体的な戦略について言及しているからである。

まず、總督府は烏龍茶の市場をどのように認識していたのであろうか。既に述べたように、總督府が具体的な茶業政策に着手する段階では、輸出減少という事態に直面していた。台湾銀行は当時のアメリカ市場を次のように評した。「華客ノ意向ハ漸ク將ニ印錫茶ニ向ハントスルノ氣運ナルヲ以テ臺灣茶ハ今ヤ勝敗ノ決勝点ニ立テルモノト云フヘク此際大ニ警戒ヲ加ヘ改良ヲ加フルコトナクハ現今ノ衰運モ殆ト挽回ノ途ナキニ至ラントス豈猛省セサルヘケンヤ」⁹²⁾。この引用にあるように、拡大の一途を辿る印度及び錫蘭茶輸出とは対照的に、アメリカ市場への烏龍茶輸出が思わしくないという状況が述べられている。その「衰退の原因」としては、技術進歩によって代替品（＝印度・錫蘭茶）が生れたことに求められている。それ故、烏龍茶の「需要の状態」は、コスト削減と品質向上が将来的な需要の有無を左右すると指摘されている。

実際のところ、当時の烏龍茶の輸出減少は深刻なレベルとは言い切れない。しかし、印度・錫蘭茶に比して烏龍茶の単価が高いことも改善点として指摘されている。これは烏龍茶の単価が絶対額として上昇したのではなく、印度・錫蘭茶の単価が低くなっているのである⁹³⁾。1900年頃のアメリカ市場における烏龍茶と印度・錫蘭茶のシェアはほぼ拮抗している⁹⁴⁾。ただし、烏龍茶のシェアは横這いであるが、印度・錫蘭茶のシェアは10年前の6倍である。こうした趨勢から、烏龍茶の販売において楽観的観測は持ち得なかったと言える。印度・錫蘭茶の躍進は次のような方法で実現された。「其販賣方法ハ頗ル巧妙且ツ熱心ニシテ或ハ諸所ニ茶店ヲ設置シテ華客ヲ招キ或ハ見本茶ヲ無代價ニテ配布シ或ハ新聞雑誌ノ廣告ニ努ムル等至リ盡サ、ルナク廣告料ノ如キ年々莫大ノ金額ヲ費消」⁹⁵⁾したのである。それに対して烏龍茶は「販路擴張法ノ如キ一モ具備ス

91) ポーターの議論については、M. E. ポーター著（服部照夫他訳）『競争の戦略』（（新訂版）、ダイヤモンド社、2004年）を参照。

92) 川北前掲「臺灣茶業視察復命書」67-68頁。

93) 同上、66-67頁。

94) 同年のアメリカ向け（カナダを含む）茶輸出货量は印度・錫蘭茶が約1200萬斤。烏龍茶は約1000萬斤弱と推測される。

95) 川北前掲「臺灣茶業視察復命書」67頁。

ル所ナキ」⁹⁶⁾状態であり、市場における競争力の違いは歴然としていた。

このような現状認識の下で總督府は茶樹栽培試験所を設置した⁹⁷⁾。このことは、少なくとも總督府が茶業の衰退傾向を放置する意志が無かったことを意味する。それでは、このような選択が現代的な経営戦略から見ても適切だったのであろうか。「衰退期の戦略」は、(1) リーダーシップ戦略、(2) 拠点確保戦略、(3) 刈り取り戦略、(4) 即時撤退戦略の四つの選択肢がある⁹⁸⁾。明らかなことは、(4)の即時撤退は最初から選択されなかったことである。總督府の制約条件は、多額の資金を投じて積極的な競争活動を志向するだけの余裕がなかったことである。従って、印度・錫蘭のような莫大な資本投下による全面的なリーダーシップ戦略は不可能である。結論から言えば、總督府の（直接的な）政策は、部分的なリーダーシップ戦略及び拠点確保戦略を行うための前提条件（＝栽培と生産方法の改善実験）を整備するというレベルに留まっていたと評することができる。言い換えれば、茶業の供給連鎖（サプライチェーン）においてソフトウェア環境の整備（R&D）に介入したということである。

実際に、1910年代には總督府も宣伝広告やマーケティング（＝リーダーシップ戦略の一部）に着手するが、1901年の段階ではその方針すらうかがえない⁹⁹⁾。実は領台直後から、結果的に刈り取り戦略（＝業界のスリム化）が進んでいたのである。

衰退傾向を見せる業界での競争に大きな影響を与えるのは「キャパシティの廃棄のされ方」である¹⁰⁰⁾。すなわち、業界シェアが縮小したとしても、従事者の数が減少すれば、過当競争も緩和され収益も維持可能となる。問題は業者にとって「撤退障壁」が高いか否かという点であるが、茶業の場合、總督府の手を煩わせることはなかった。それは華商（茶商や中間商人）の多くが台湾割譲によって大陸へ撤退したからである。華商は、台湾海峡に国境線が出現することで、台湾での経済活動に「カントリーリスク」が発生したと受け止めた。それ故、領台以前よりも業者数は減っていた。逆に言えば、總督府は中国人の動向を大凡把握していたはずであり、茶業において流通業者（華商）が減少したことも知っていた可能性が高い。従って、本来着手すべき刈り取り戦略が台湾領有によって現実化したため、大きな制約条件を抱える總督府としては、栽培及び生産方法の改善という領域へ政策目標を定めることができたとも考えられる。また、その一方で包種茶輸出の将来性が評価されつつあったため、このような介入が全てにおいて消極的な意味合

96) 同上。

97) 「重ナル輸出先ハ北米合衆國ニシテ印度錫蘭産ト競争ノ位置ニアリ而シテ本島産ノ特質ハ彼レノ奪フ能ハザル所ニシテ爲メニ彼ノ地ヨリ屢々調査員ヲ派遣シ研究怠リナキハ本島官民ノ互ニ奮勵スベキ所以ニシテ競争場裡敗ヲ取ラザル覺悟必要ノ事トス之レ總督府ガ製茶及茶樹栽培試験場ヲ設置セラレタル主意ニ外ナラズ」。臺灣總督府農事試験場『臺灣重要農作物調査（第二篇 特用作物）』1906年，101頁。

98) ポーター前掲書『競争の戦略』348-353頁。(1) リーダーシップ戦略：積極的な競争活動を展開してシェアを獲得し、主導権を握る。(2) 拠点確保戦略：特定のセグメントで強力な地位を形成、または防衛する。(3) 刈り取り戦略：既存の経営資源を操作して投資回収を図る。もしくは業界のスリム化。(4) 即時撤退戦略：可能な限り早く投資を回収する。

99) 1910年代の対茶業政策は、拙著前掲書『近代アジアと台湾』第三章を参照されたい。

100) ポーター前掲書『競争の戦略』339頁。

いを持つとは言い切れない¹⁰¹⁾。従って、總督府の選択が非合理的なものでないこと、その選択を決定させた要因として海外市場を巡る環境の変化があったことが確認できるのである。

ここで少し付け加えておきたいことがある。本稿で縷々引用している川北幸壽の「臺灣茶業視察復命書」は、1901年12月時点での詳細な現況報告であり、臺灣銀行の調査刊行物の中でも最初期のものである。臺灣銀行は、總督府の具体的な政策が開始された1901年に、米でも砂糖でもなく、何故茶業に関する調査を行ったのであろうか。それは茶という商品の付加価値を生み出す「価値連鎖」に着目する必要がある。言い換えるならば、茶業における供給連鎖の中で、どの領域が最も高い収益性を有しているのかを整理すると、臺灣銀行の意図が垣間見られるのである。

それでは具体的に茶業従事者がどれほどの収益性があったのかを見てみたい。茶業が収益性の高い産業であると縷々指摘されているが、実際に各種資料に挙げられている農家の収支計算は調査対象も区々なため、あくまでも参考程度になる。標準的な耕地1甲（約0.97 ha）の小作農の場合、大まかな計算で茶農の収益率が約13%ほどになる¹⁰²⁾。同様に甘蔗は約9.4%、米では約11%程度である¹⁰³⁾。1900年時点で烏龍茶のシカゴ市場価格はスペリオル級が26ドル50セント（100ポンド）であった¹⁰⁴⁾。同時期の烏龍茶輸出価格は平均28円71銭（100ポンド：f.o.b. 価格）である。当時の為替レートが平均100円＝49ドル35セント¹⁰⁵⁾なので、シカゴ市場価格を円に換算すると、約53円70銭になる。些か乱暴であるが、この輸出価格とシカゴ市場価格との差額を洋行の収益と仮定しておく。無論、そこから必要経費（100ポンド当たり5円7銭5厘）¹⁰⁶⁾を差し引く必要があり、大体19円91銭5厘が収入となる。これは約37%の収益率に当たる。農家・茶搬人が共に約13%の収益率であることを考えると、その収益率の高さは際立っている。すなわち、茶業において最も高い付加価値を生み出し、それを獲得している主体が洋行なのである。従って、茶業において洋行への融資が最も有効な産業放資ということになる。それ故、臺灣銀行が茶業（特に洋行の活動）に着目したことは的を射ていると言えよう。事実、1901年時点で茶業投資総額の約28%を臺灣銀行が担っており、外国植民地銀行のシェアを奪取する意図を明確に表していたのである¹⁰⁷⁾。またそれは、茶季ごとに参入撤退を繰り返す華商や資本薄弱な農民への融資という選択肢が当初から臺灣銀行に無かったことをも示している。

結局、金融部門は別として、初期段階での茶業への介入はほとんど無かったと言ってよい。ただし、それは一見して消極的な施政と受け取られがちであるが、当時の状況を考えた場合には、

101) 少し時期がずれるが、包種茶は1905年頃より東南アジア（特に蘭領東印度）への直輸出が始まり、従来流通していた福建茶等のシェアを奪いつつあった。臺灣總督府殖産局特産課『南支南洋の茶業』1935年、27頁。

102) 生産物売却時の手数料、前貸の利息等は考慮していない。甘蔗と米も同様である。

103) 砂糖及び米の小作農収支計算については、前掲書『砂糖米茶ニ關スル調査書』18頁。

104) シカゴ市場価格と烏龍茶輸出平均価格は、川北前掲「臺灣茶業視察復命書」65-66頁。

105) 当時の為替レートは、朝日新聞社『日本経済統計総覧』1930年、414-415頁参照。

106) 経費の内訳は、輸出税、大稲埕淡水間の運賃、淡水厦門間の運賃及び保険料、厦門陸揚費、持込費、米国行汽船積込料、倉庫料、厦門紐育間の運賃及び保険料。川北前掲「臺灣茶業視察復命書」61-62頁。

107) 同上、51-55頁。

總督府の選択が的外れなものでなかったと評することができよう。

むすびにかえて

かつて筆者は茶業の特質として参入及び撤退障壁の低さを挙げた。無論、それを生産部門にまで全面的に適用することは困難であるが、流通部門においては年毎の参入撤退が激しく、茶季ごとに新規開店・閉店を繰り返し、大陸と台湾の間を華商が往来するのが常態であった。それ故、茶業のサプライチェーンを構成する経済主体の一部は、景気の動向に対してある程度柔軟な動きを示したと言える。すなわち、好不況に即応した流通業者の縮小もしくは拡大が実現していたのである。本論で考察した1900年頃は茶業の衰退期という認識で満たされていたが、貿易量そのものは漸減であり、生産部門にまで波及する全面的な縮小を惹起するようなものではなかった。それにもかかわらず、台湾割譲という「不測の事態」が華商の撤退という流通業者の整理を引き起こしたため、茶業従事者のスリム化に手を付ける必要がなかったことは總督府にとって幸いであった。こうした状況下で總督府の茶業介入が行われたのであるが、それは極めて限定的であった。前述の通り、總督府が大きな制約条件として政策資金不足を抱えていたことが大きな要因である。しかし、それだけではなく、産業振興のための改善や技術革新をもたらすだけのノウハウも人材も揃っていなかったのである。この段階ではそうした「政策資源」を養成する時期だったと位置付けられよう。

さらに茶業の特徴を踏まえて言えば、次のような考え方もできる。洋行も華商も「外国人」であり、直接的にコントロールできない存在であった。その「外国人」が流通の大半を掌握していた当時の茶業においては總督府の介入する領域が自ずと限定されるという見方もできよう。また、本論で見たように、總督府の対茶業政策は極めて限定的かつ即効性を期待できないものであったため、極論すれば、何ら影響を及ぼすことはなかった。従って、總督府による茶業介入が何等かのメリットを生み出すこともなかった。しかし、それを言い換えれば、總督府が一切のリスクを引き受けなかったことを意味している。では、そのリスクは誰が引き受けていたのか。それは洋行である。洋行は海外市場の動向を調査・分析し、自ら需要予測を立てて銘柄や等級を指定して台湾で茶を先物買いしていたからである。そこでは実際の需要地における市況の変化、為替変動、茶産地の天候や気温による生産の変化等、幾つもの不確定要素のリスクを抱える必要があった。それにもかかわらず、長年茶貿易を掌握していたという洋行のノウハウや資本力は、当時の日本にとっては競争が極めて困難なものであったことは想像に難くない。確かに洋行は他の茶業従事者に比して数倍の利益を出していた。洋行が比較的高い収益を生み出した源泉は、次の二点に求められよう。(1) 需要地との繋がり。台湾においては賣辨を雇用しなくては取引が困難というハンディを持つが、逆に海外市場では洋行の優位性は動かない。また、洋行の本支店が需要地に設置されているため、市場の情報蒐集という側面でも優位性を持つ。(2) 流通及び茶業金融の分析で述べたように、豊富な資金を背景に債務債権関係を形成して有利な取引方法を定着化させたこ

表3 領台初期における台湾輸移出金額
(単位=1000円)

	外国向け	日本向け
1896	11,396	—
1897	12,753	2,105
1898	12,820	4,143
1899	11,092	3,650
1900	10,532	4,402
1901	8,234	7,346
1902	13,724	7,408
1903	10,987	9,729
1904	12,287	10,431
1905	10,630	13,662
1906	9,779	18,260
1907	9,742	17,635
1908	9,297	24,423
1909	11,687	36,310

(出典) 台湾省政府主計處『台湾貿易五十三年表』(発行年不明)より作成。

とである。それを単純に「収奪」と評することは簡単であるが、果たしてこれらのリスクを考慮した場合に、それが妥当な評価であるかどうかは検討の余地がある。

こうした事情を鑑みた場合、總督府が最も収益を得られるはずの貿易部門に介入(=日本資本が有利な環境を整備すること)しなかったことは何ら不思議ではない。既に台湾における貿易の潮流が対日貿易に移行しつつある中で、相対的に縮小傾向にある対外貿易へ積極的に介入する理由はなかったのかもしれない(表3)。さらに言えば、敢えてイギリスやアメリカの権益を侵害して得られる利益は、政治的外交的デメリットを補うにはほど遠いものであったことも疑い無い¹⁰⁸⁾。それは、反面では茶業の外資や海外市場との繋がりの強さを意識していた表れでもある。それ故、本国市場での需要の有無やノウハウの蓄積という点からも砂糖や米に関心が集まるのであり、積極的な外貨獲得を志向した茶業振興には繋がらなかったと考えられる。このように、領台初期における總督府の殖産政策は、様々な制約条件を考慮した上で実施されたのである。それは總督府による政策のポートフォリオとでも評すべきであろうか。いずれにせよ、殖産政策における重点が茶業になり得なかった経緯については本論で説明した通りである。ただし、總督府が茶業対策を最優先しなかったことが台湾経済における茶業の重要性の否定には繋がらない。既に拙著で主張したことであるが、むしろそれ故に独自の展開が可能だったのであり、台湾経済史における茶業の持つ意味が再確認できるのである。

108) 「文武の政務を問はず其事の外國政府又は外國人と交渉するものに付ては之を處置することの最周匝確實なることを期すべし蓋外國政府は當府に止らずして帝國政府に累及する事あるべく畢竟小故の爲めに國際の問題を引起す事を欲せざ」という、列強との摩擦を可能な限り避ける姿勢が求められたのである。桂太郎施政方針演説(1896年6月18日)。前掲書『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』19頁。

最後に、この結論が通説を補完するものかどうかは別として、強調しておきたい点は次のことである。總督府による殖産政策の展開は、本国の要請や都合によって全てが決定されたのではないということである。少なくとも本稿で述べたように、有望視される産業は等しく振興対象として總督府で検討されたのであり、政策介入のリスク如何によって介入の方向性を出していたと考えられる。従って、無前提に總督府が米糖業奨励を行ったのではないことは指摘しておきたい。

(付記) 本稿は、2005年度日本台湾学会全国大会における同名報告を元にした論文である。報告に際して、堀和生(京都大学)、河合和男(奈良産業大学)両先生から有益なコメントを賜った。ここに記して謝意を表す。

また、去る7月に逝去された本学名誉教授永田啓恭先生に謹んで哀悼の意を表したい。

文献リスト

朝日新聞社『日本経済統計総覧』1930年。

China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade of Reports, Tamsui*. 1869-72.

China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports, Tamsui*. For the year 1876. *Commercial Reports on China*. 1870.

Commercial Reports on China. 1871.

Commercial Reports on China. 1872.

Commercial Reports on China. 1875.

Commercial Reports on China. 1876.

Commercial Reports on China. 1877.

E. M. ゴールドラット著、三本木亮訳『ザ・ゴール』ダイヤモンド社、2001年。

藤江勝太郎『臺北外二縣下茶業』1897年。

平井廣一『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房、1997年。

鎌原幸治「臺灣茶業實查報告」『殖民協會報告』第31號、1895年11月。

川北幸壽「臺灣茶業視察復命書」臺灣銀行總務部計算課『第一次臺灣金融事項參考書附録』1902年。

河原林直人「近代台湾における対外貿易と商人活動——茶業の歴史的意義——」財団法人交流協会『交流』第63号、2000年2月。

河原林直人『近代アジアと台湾——台湾茶業の歴史的展開——』世界思想社、2003年。

久保清一「臺灣茶業の現状」『昭和三年夏期海外旅行調査報告』神戸高等商業學校、1929年。

林 満紅「晚清臺灣茶・糖・樟腦業的産銷組織」『臺灣銀行季刊』第28巻第3期。

林 満紅『茶、糖、樟腦業與臺灣之社會經濟的變遷(1860-1895)』聯經出版事業公司、1997年。

M. E. ポーター著(服部照夫他訳)『競争の戦略』(新訂版)、ダイヤモンド社、2004年。

松尾 弘『臺灣と支那人労働者』南支南洋研究第28号、臺北高等商業學校南支南洋經濟研究會、1937年。

臨時臺灣舊慣調査會第二部『調査經濟資料報告』上巻、1905年。

臺灣銀行總務部調査課『臺灣烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』1912年。

臺灣銀行總務部調査課『砂糖米茶ニ關スル調査書』1913年。

臺灣銀行總務部調査課『臺灣茶業ノ現在及改善策』1917年。

臺灣總督府『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』1941年。

臺灣總督府茶検査所『茶検査所第十二年報』1934年。

臺灣總督府外事課「臺灣開港場及外人居留地制度ニ對スル意見」, 伊藤博文編『秘書類纂臺灣資料』同刊行会, 1936年。

臺灣總督府民政局『民政事務成蹟提要 (第一篇)』(明治28年度分), 1897年。

臺灣總督府民政部文書課『臺灣總督府民政事務成蹟提要 (第四篇)』(明治三十一年度分), 1901年。

臺灣總督府農事試験場『臺灣重要農作物調査 (第二篇 特用作物)』1906年。

臺灣總督府殖産局『臺灣茶業一斑』1913年。

臺灣總督府殖産局『臺灣茶業調査書』1930年。

臺灣總督府殖産局特産課『南支南洋の茶業』1935年。

寺本益英『戦前期日本茶業史研究』有斐閣, 1999年。

涂 照彦『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会, 1975年。

呉 文星「日據時期來臺華工之探討」同『日據時期在臺「華僑」研究』臺灣學生書局, 1991年。

山本尚正「臺灣の茶業金融(2)」『臺灣農事報』第283號, 1930年。

(受付 2005年10月6日)